

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和39年3月23日議決）第2号の規定により、工事請負契約の契約金額の変更について、次のとおり専決処分をした。

上記のことについて地方自治法第180条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

| 専決 年月日 | 工事請負契約名 | 契約金額（円） | |
|-----------|---|---------------|---------------|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 2.3.26 | 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の請負契約 〔平成30年7月4日議決〕 〔平成30年第97号〕 | 9,455,400,000 | 9,451,893,240 |
| 3.3.31 | 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の請負契約 〔平成30年7月4日議決〕 | 9,451,893,240 | 9,449,889,840 |

| | | |
|---|--|--|
| | 平成30年第97号（令和 2年3月26日専決処分 により契約金額を変更） | |
| 計 | 2 件 | |